

○南相馬市地域の絆づくり支援事業補助金交付要綱

平成26年3月28日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、住民自らが地域コミュニティの維持及び活性化を行うために実施する事業（以下「地域の絆づくり支援事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる団体とする。

- (1) 行政区
- (2) 県営復興公営住宅自治会
- (3) 市内外避難者会
- (4) その他市長が必要と認める団体

(補助対象事業等)

第3条 地域の絆づくり支援事業の個別事業名、事業内容、補助対象団体、補助対象経費、補助率、補助限度額等は別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の補助対象事業についてその補助対象者がこの告示に基づく補助金以外の補助金等を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、当該補助事業に該当しないものとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助対象経費には、団体の運営に係る経費は含まないものとする。

(補助金申請)

第4条 規則第4条第1項の申請は、地域の絆づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域の絆づくり支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 地域の絆づくり支援事業収支予算書（様式第3号）

(交付決定の通知)

第5条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、地域の絆づくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(変更の承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、規則第6条第1項第1号の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合には、地域の絆づくり支援事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、別表第2に掲げる軽微な変更の場合には、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めるときは、当該申請した者に対し、地域の絆づくり支援事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6

号)により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定による交付申請の取下げは、様式第7号によるものとし、申請の取下げをできる期間は、交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(事情変更による決定の取消通知)

第8条 規則第9条第3項に規定する通知は、地域の絆づくり支援事業補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第8号)によるものとし、事情変更の生じた日から15日以内に行わなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項に規定する実績報告は、地域の絆づくり支援事業実績報告書(様式第9号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日(規則第6条第1項第2号の規定により、市長の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日)後30日を経過した日又は補助金の交付の決定あった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで提出しなければならない。

- (1) 地域の絆づくり支援事業実績書(様式第10号)
- (2) 地域の絆づくり支援事業収支精算書(様式第11号)
- (3) 成果品若しくはその写し又は事業実施の際の写真
- (4) 地域の絆づくり支援事業事後評価シート(様式第12号)

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による確定通知は、地域の絆づくり支援事業補助金交付額確定通知書(様式第13号)によるものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助金交付団体」という。)が、補助金を請求しようとするときは、地域の絆づくり支援事業補助金交付請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業の円滑な遂行を図るために市長が特に必要と認めるときは、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(会計帳簿等の整理等)

第12条 補助金交付団体の代表者は、補助金の収支状況を記載した証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度から5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付等に関しては、規則の定めるところにより、南相馬市補助金交付要綱(平成18年南相馬市告示第1号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金の交付については、第10条、第11条及び第13条の規定は、同日以後もなお効力を有する。

附 則（平成28年1月22日告示第11号）
（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の南相馬市地域の絆づくり支援事業補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の補助金の交付申請から適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日告示第79号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の南相馬市地域の絆づくり支援事業補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の補助金の交付申請から適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日告示第53号）
（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の南相馬市地域の絆づくり支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の補助金の交付申請から適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月27日告示第149号）
この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業名	事業内容	補助対象団体	補助対象経費	補助率	補助限度額	回数
コミュニティ再生事業	市内及び市外避難者相互間又は地域と避難者との住民の絆づくりに寄与する事業	市内外避難者会	報償費 旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費	補助対象経費の10/10以内	10万円	同一年度に1団体1回限り
	旧避難指示区域内（旧特定避難勧奨地点を含む。）行政区及び津波被災のうち右に掲げる行政区の絆再生に寄与する事業	・小高区 全行政区 ・鹿島区 北田、南海老、烏崎及び檜原行政区 ・原町区 小浜、江井、下江井、小沢、堤谷、小木迫、鶴谷、高二、北泉、下渋佐、北萱浜、萱浜、大谷、大原及び高倉行政区	燃料費 通信運搬費 筆耕料 保険料 広告料 委託料 使用料 賃借料		次の各号に掲げる世帯数の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 50世帯未満 10万円 (2) 50世帯以上200世帯未満 15万円 (3) 200世帯以上 20万円	
地域コミュニティ支援事業	コミュニティ再生事業対象行政区以外の行政区の市内及び市外避難者等と地域住民の絆づくりに寄与する事業	行政区 県営復興公営住宅自治会（県の定める1単位である県営復興公営住宅の全体について1つの自治会を設立した場合に限る。）	報償費 旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 燃料費 通信運搬費 筆耕料 保険料 広告料 委託料 使用料 賃借料	補助対象経費の4/5以内	次の各号に掲げる世帯数の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 50世帯未満 10万円 (2) 50世帯以上200世帯未満 15万円 (3) 200世帯以上 20万円	同一年度に1団体1回限りとする。ただし、閉区する行政区を受け入れた行政区及び県営復興公営住宅と交流事業を行う立地行政区はそれぞれ1回追加して利用できるものとする。（閉区する行政区を受け入れた行政区については、閉区する行政区を受け入れた年度又は翌年度1回限りの追加とする。）
閉区行政区交流事業	東日本大震災の影響により行政区を統合することに伴う閉区にあたり、絆づくりに寄与する事業とする。	行政区	報償費 旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 燃料費 通信運搬費 筆耕料 保険料	補助対象経費の4/5以内	次の各号に掲げる世帯数の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 50世帯未満 20万円 (2) 50世帯以上200世帯未満 30万円	1団体1回限りとする。ただし、閉区を行った年度又は翌年度に実施するものに限る。

		広告料 委託料 使用料 賃借料		(3) 200世帯以上 40万円	
--	--	--------------------------	--	---------------------	--

備考

- 1 表中の世帯数とは、補助対象年度の4月1日時点の住民基本台帳の世帯数とする。ただし、地域コミュニティ支援事業の県営復興公営住宅自治会については申請時の入居世帯数、閉区行政区交流事業については平成23年1月31日時点の住民基本台帳の世帯数とする。
- 2 表中の食糧費とは、酒類を除いた食糧費とし、参加者1人当たり1,500円を上限とする。又、事業実施において参加者に支給する景品に要する報償費は1人当たり1,000円を上限とする。

別表第2（第6条関係）

経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
総事業費の20%以内での額の変更	(1) 事業の重要な部分に関するものでない変更 (2) 交付決定の基礎となった計画を著しく変更するものでない変更